

成田財特法の改正について

国土交通省
平成31年2月

成田財特法の改正について

- 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（総務省所管）については、平成30年度末でその期限が切れるが、第三滑走路の増設など成田空港の更なる機能強化を踏まえ、引き続き空港周辺地域における公共施設等の整備を促進する必要がある。
- このため、成田財特法について、**新たに用水施設の改築を対象事業に加える**とともに、**法律の有効期限を10年間延長**する。（今通常国会へ法案提出予定（予算関連・日切れ））

成田財特法の概要

成田国際空港の周辺地域における公共施設等を計画的かつ総合的に整備するため、関係地方公共団体の財政負担を軽減するよう、国が財政上の特別措置（補助率かさ上げ）を講じるもの。

- ・制 定 昭和45年3月（以後、7回延長）
- ・現行法 平成26年3月施行
⇒ 有効期限：平成31年3月末

かさ上げ事業の指定

毎年度、空港周辺地域整備計画に記載されている事業のうち、総務大臣が主務大臣及び財務大臣と協議し、指定する事業について、補助率のかさ上げがなされる。

かさ上げの主な率

	(かさ上げ前)	(かさ上げ後)
県道	5.5／10	2／3
市道	5.5／10	2／3
町村道	5.5／10	8／10
下水道	1／2、5.5／10	6／10、2／3
水資源開発施設	2／3	3／4

改正の理由

- 更なる公共施設等の整備の必要性
訪日外国人旅行者数を2030年までに6000万人にする政府目標を達成するため、第三滑走路の増設など成田空港の更なる機能強化が必要となっていることに伴い、成田用水施設の改築、市町道等の整備が必要（新規事業として成田用水施設の改築、市町道等の整備の追加要望あり）。
- 法期限内に完了することが困難な事業（県道、市町道）があること